

上尾市工事成績評定要領

平成 2 1 年 4 月 1 日
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する工事の成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、的確かつ公正な評価の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の請負代金額が 2 0 0 万円を超える請負工事とする。ただし、別表に示す工事については、評定を省略すること又は簡易型にすることができる。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価することにより、これを行うものとする。

(評定者)

第 4 条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、総括監督員及び工事検査員とする。

(評定方法)

第 5 条 評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別に定める工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表及び施工プロセス（以下これらを「運用表等」という。）に基づいて行い、当該評定の結果は、工事成績評定表（第 1 号様式）及び細目別評定点採点表（第 2 号様式）（以下これらを「評定表等」という。）に記録するものとする。

3 受注者は、工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況を第 3 号様式により工事完成通知書の提出と同時に、又はそれ以前に報告することができる。

4 前項の規定により報告された工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況については、工事全般を通して特に優れた技術等を評価するものとし、評定に適切に反映させるものとする。

(評定表等の提出)

第 6 条 監督員及び総括監督員が評定を行ったときは、評定表等とともに運用表等を契約検査課長に提出しなければならない。

(評定表等の保管)

第7条 評定表等及び運用表等は、工事主管課及び契約検査課で保管するものとする。

(評定結果の通知、公表及び修正)

第8条 市が発注する工事の評定の結果の受注者に対する通知、公表及び修正については、別に定める。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年7月14日市長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 評定を省略することができる工事

	工 事	工事内容等
1	1件200万円以下の工事	
2	単価請負契約工事	
3	解体・撤去工事	
4	設置・取付工事	防球ネット、家具、フェンス、モニユメント、側溝蓋、マンホール等で二次製品的な取付け又は設置をするもの
5	機器設置工事	パッケージ等の設置
6	道路標識等の設置工事	カーブミラー、区画線等
7	街路灯設置工事	道路照明、防犯灯等
8	植栽及び芝張り工事	
9	しゅんせつ 浚渫、土砂等の運搬工事	
10	その他上記に類するもので契約検査課長が評定をする必要がないと認めたもの	

2 評定を簡易型にすることができる工事

	工 事	工事内容等
1	1件500万円未満の工事	
2	各種修繕工事	軽微な修繕及び維持管理の工事
3	改修工事	防水、建具、内外装、塗装等で部分的に修繕するもの

工事成績評価表

工事（型）

No.

工事名	工事主管課		請負代金額		円											
工事場所	工 期		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		令和 年 月 日											
受注者名	工		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		令和 年 月 日											
考 査 項 目	氏 名	監 督 員（４０％）		総括監督員（２０％）		工事検査員（４０％）										
		氏 名		氏 名		氏 名										
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1 施工体制	細 別															
	I 施工体制一般															
2 施工状況	II 配置技術者															
	I 施工管理														0	
	II 工程管理															
	III 安全管理															
3 出来形及び出来ばえ	IV 対外関係															
	I 出来形															
	II 品質															
	III 出来ばえ															
4 工事特性	I 施工条件等への対応 ※2															
5 創意工夫	I 創意工夫 ※3								0							
6 社会性等	I 地域への貢献等 ※4															
加減点合計（1+2+3+4+5+6）																点
評定点（65点±加減点合計） ※1	①															点
評定点計																点
7 法令遵守等																点
評定点合計																点
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認 ※7															点
所 見																点
	※8															点

※1 65点+加減点合計（1+2+3+4+5+6）とする。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、特殊な技術・都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。（所見は必ず記載する。）
※5 各査点項目ごとの採点は、査点項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち、監督員、総括監督員が評価を行う。
※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
※7 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。

細目別評定点採点表

0

項目	細 別	監 督 員（４０％）	総 括 監 督 員（２０％）	工 事 検 査 員（４０％）	細目別評定点	得点割合
1 施工体制	I 施工体制一般	×0.4+2.9=	点		3.3 点	0%
	II 配置技術者	×0.4+2.9=	点		4.1 点	0%
2 施工状況	I 施工管理	×0.4+2.9=	点	×0.4+6.5=	13.0 点	0%
	II 工程管理	×0.4+2.9=	点	×0.2+3.2=	8.1 点	0%
	III 安全対策	×0.4+2.9=	点	×0.2+3.3=	8.8 点	0%
	IV 対外関係	×0.4+2.9=	点		3.7 点	0%
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	×0.4+2.8=	点	×0.4+6.5=	14.9 点	0%
	II 品 質	×0.4+2.9=	点	×0.4+6.5=	17.4 点	0%
	III 出来ばえ			×0.4+6.5=	8.5 点	0%
4 工事特性	I 施工条件等への対応		点	×0.2+3.3=	7.3 点	0%
5 創意工夫	I 創意工夫	×0.4+2.9=	点		5.7 点	0%
6 社会性等	I 地域への貢献等		点	×0.2+3.2=	5.2 点	0%
7 法令遵守等			点	×1.0=		
評定点合計						
8 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外		100 点	

※1 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※2 法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

年 月 日

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

工 事 名	
工事場所	
工 期	
請負代金額	
受 注 者	
実施状況	